

あわらし監査委員告示 第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を、あわらし監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和7年3月28日

あわらし監査委員 杉 本 一
あわらし監査委員 北 島 登

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象
 - 総務部（総務課、財政課、税務課、監理課）
 - 創造戦略部（政策広報課、市民協働課）
 - 市民生活部（市民課、生活環境課）
 - 健康福祉部（福祉課、子育て支援課、健康長寿課）
 - 経済産業部（農林水産課、商工労働課、観光振興課）
 - 土木部（建設課、上下水道課）
 - 教育委員会（教育総務課、学校給食センター、文化学習課、公民館、図書館、郷土歴史資料館、スポーツ課）
 - 会計課
 - 議会事務局
 - 監査委員事務局
- 3 監査の範囲
 - 令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 監査の期間
 - 令和6年12月20日から令和7年2月28日まで

5 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、次の監査調書の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

(1) 監査調書

- 1 職員等の状況及び事務分担表
- 2 主要事業等状況調
- 3 委託料調
- 4 工事請負費調
- 5 備品購入費調
- 6 補助金調
- 7 指定管理者調
- 8 歳入及び歳出予算執行状況表
- 9 追加資料

(2) 監査委員による監査期日

令和6年12月20日	教育委員会、土木部（建設課）
令和7年1月14日	会計課、議会事務局、監査委員事務局、 健康福祉部（福祉課） 経済産業部（商工労働課、観光振興課）
1月28日	市民生活部（生活環境課）、創造戦略部
2月7日	総務部、市民生活部（市民課）
2月28日	経済産業部（農林水産課） 健康福祉部（子育て支援課、健康長寿課）、 土木部（上下水道課）、

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況について監査した結果、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において改善や検討を要する事項も認められたため、指摘事項又は意見として記載する。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、指示や助言を行うとともに改善を求めた。

《 指摘事項 》

(1) 賃貸料の支出・貸付料の納入にかかる適切な処理について

賃借料の支出にかかる支出負担行為や貸付料の納入にかかる調定の起票に当たっては、支出入の額や内容等が確認できる契約書等を資料として添付しているが、必要な資料が添付されていない事例が昨年度に引き続き複数確認された。

また、契約更新や内容の変更が適正になされていないことで、実態と異なっている事例も確認された。

なお、本件については、昨年度の指摘から複数の課で改善に向けた取り組みがなされていることも確認できたが、引き続き、契約の変更、解除等を行うべき事由が発生していないか内容を確認し、適切な支出入の処理がなされるよう努められたい。

【各課共通】

(2) 備品登録管理について

市の資産の一つである備品については、あわら市財産管理規則に基づき備品管理システムで受入・廃棄・所管替え等を管理しているところである。

令和6年度に購入された一部の備品で、システム上で受入等の処理がなされていない事例が確認された。年度末にまとめて処理する場合もあるとのことだが、処理漏れの懸念もあることから、備品購入後すみやか処理するよう努められたい。

【各課共通】

(3) 支払遅延について

地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を準用し、適法な支払い請求を受けた日から40日以内（工事）あるいは30日以内（工事以外）に支払うこととされている。また、支払時期等を書面により約定しないとき又は書類を作成しないときは、適法な支払請求を受けた日から、15日以内に支払う必要がある。

今回、複数の課で支払遅延が確認され、うち8件の消耗品費は請求から50日以上経過して支払されていた。請求書を受領した際は、法令を遵守し適切な期間内に支払されるよう努められたい。

【各課共通】

(4) 補助事業の執行について

各補助事業のうち、特に市単独事業については、基本的にあわら市補助金交付要綱及び同要綱別表に基づいて執行されているが、令和6年度に執行した補助事業の一部において、補助金交付要綱別表に定める補助金申請書や完了実績報告書の提出期限を超過して提出されたものを受理していた事例が確認できた。

公正・公平な補助事業の執行を確保するためにも、所管課においては

今一度、補助金交付要綱別表を確認し、事業主体に対する指導等が適切に図られるよう努められたい。

【教育総務課、観光振興課、総務課】

(5) 業務委託契約の管理について

業務委託契約の実績報告において業務の目的にそぐわないと認められる出来高が記載されていたものの、内容確認が不十分であったため、変更契約を行うことなく委託料を支出した事例や出来高に記載された業務の一部が契約期間と一致していない事例も確認された。

また、業務委託契約書に実績報告に基づき費用を精算する旨の記載があるにもかかわらず、実績報告が確認できず、精算もなされていない事例が確認された。

これらについては、あらためて出来高を精査のうえ、不用額と認められる部分については返還を求めることが望ましいと指摘した。

また、委託者として、主体的にその業務の進捗・実績を管理し、必要に応じて指導等が図られるように努められたい。

【観光振興課、子育て支援課】

《 意 見 》

(1) 事務の効率化について

花を用いたまちづくりや海岸清掃に係る市の取り組みについては、類似の取り組みを様々な部署が所管し、その費用等に関する考え方は部署ごとで異なっている。市としての統一した考え方や窓口のあり方を検討し、公正・公平な行政サービスの確保と事務の効率化に努められたい。

【文化学習課、建設課、市民協働課、観光振興課、生活環境課】

(2) 公共施設の管理等について

市内の公共施設については、利用状況や将来的な利用の見込みも踏まえた上で適切に管理するよう努められたい。

【各課共通】